

参考資料

●協働事業の形態別手続きに係る資料

◎手続きフロー図

【企画立案への参画】	P. 49
【事業協力】	P. 50
【実行委員会】	P. 51
【補助（公募型）】	P. 52
【委託（企画提案方式）】	P. 53
【後援】	P. 54
【後援・参考】「県民活動の推進を目的とする行事等の後援に関する要領」	P. 55

●用語集 P. 59

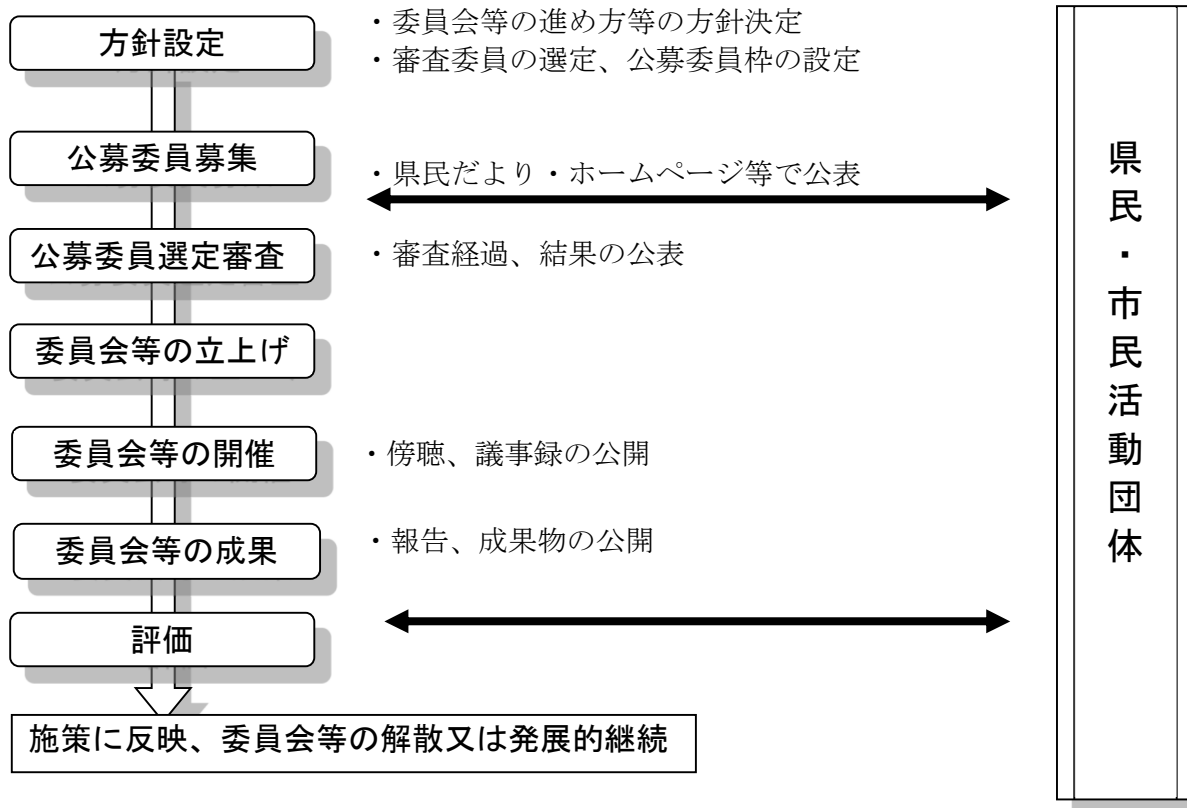
●千葉県協働推進マニュアル改訂履歴 P. 64

《企画立案への参画》

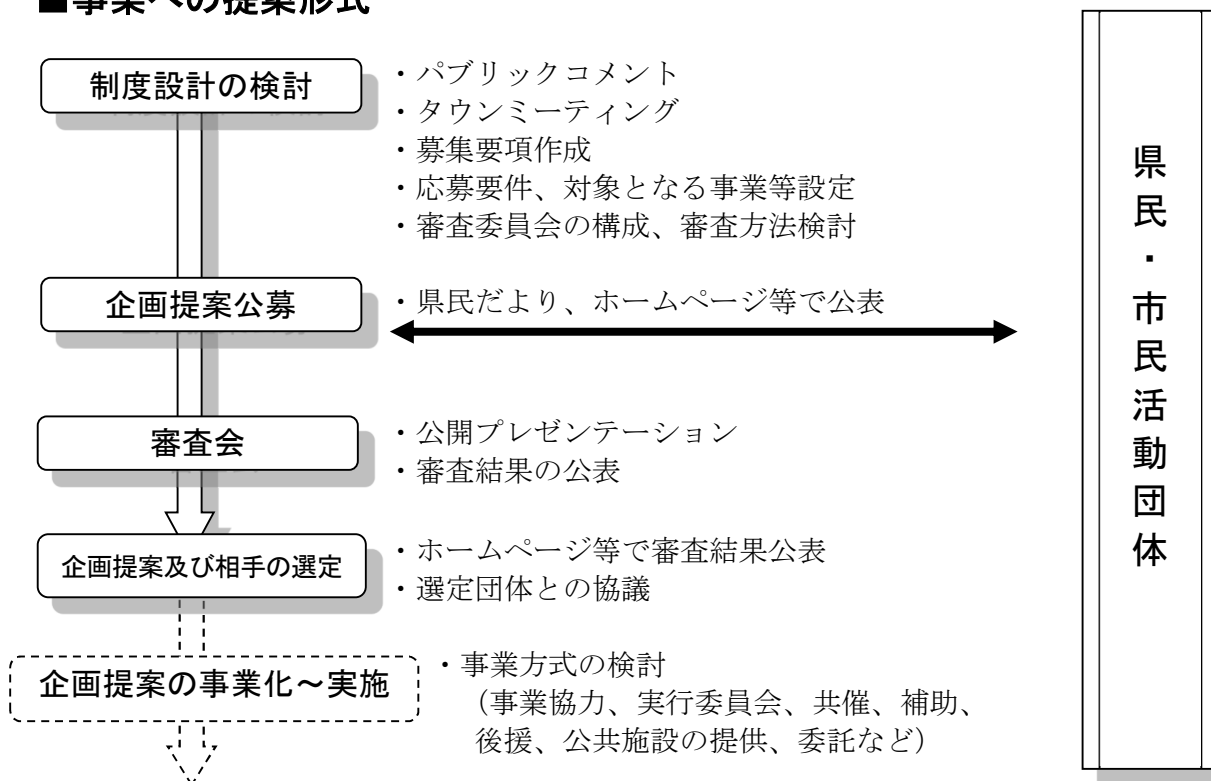
行政が事業を企画立案する段階で、市民活動団体からの意見や提案を受け、行政の事業に市民活動団体の特性や能力を生かす形態。2通りの方法がある。

- ①審議会や委員会等への委員参加 ②政策や事業への提案

■委員参加形式

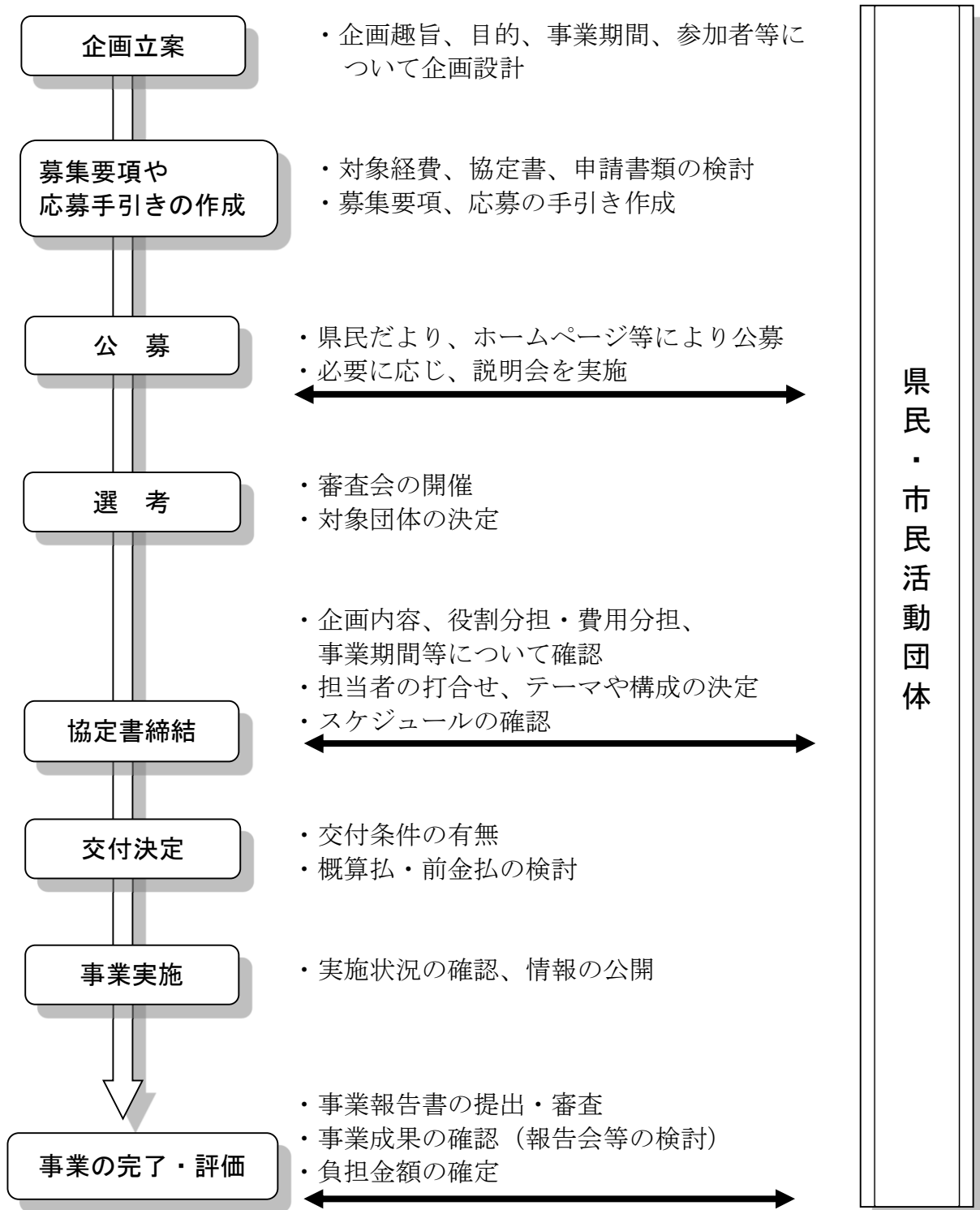


■事業への提案形式



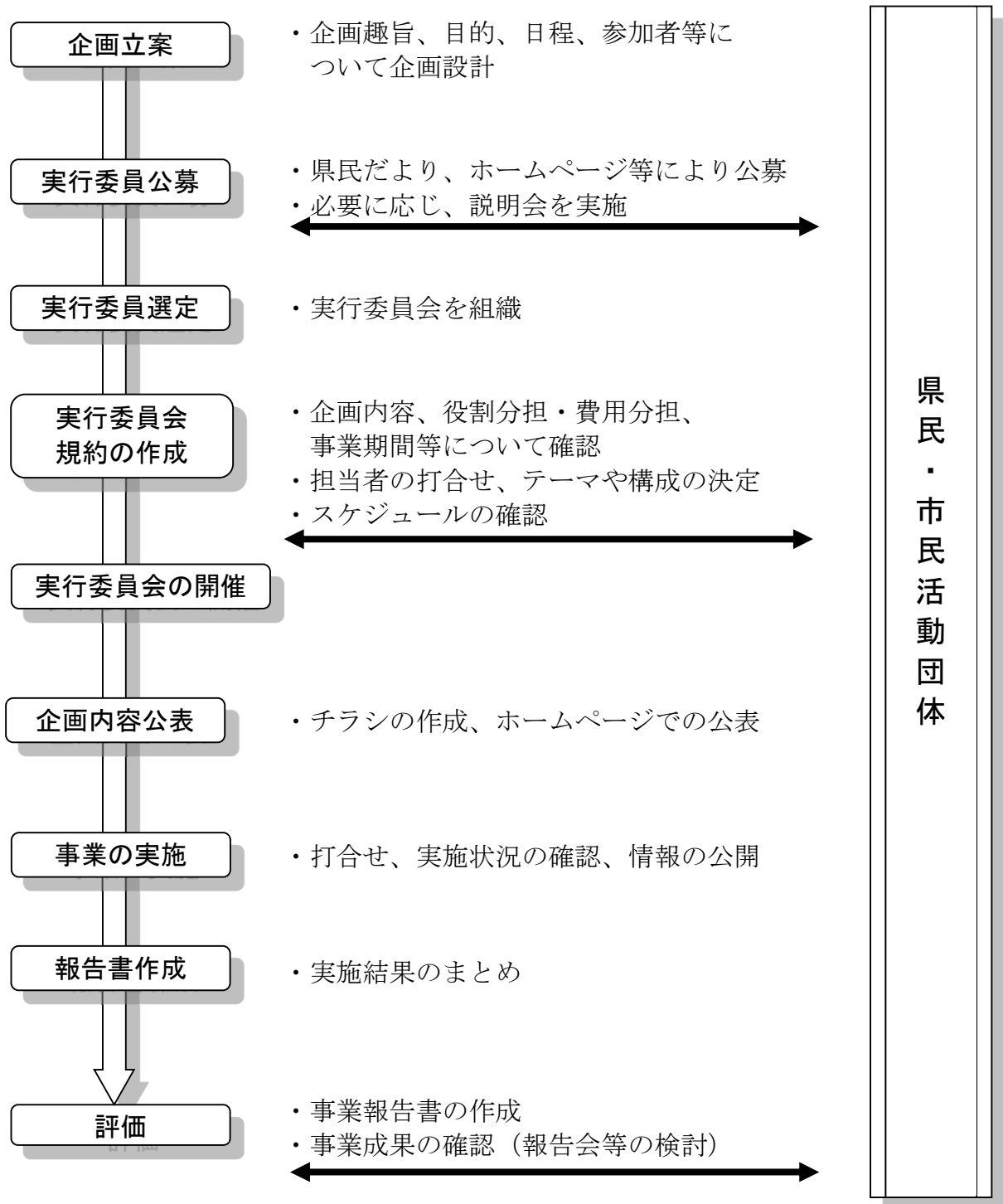
《事業協力》

市民活動団体と行政の間で、目標や役割分担を取り決め、協定書を取り交わすなどして、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態



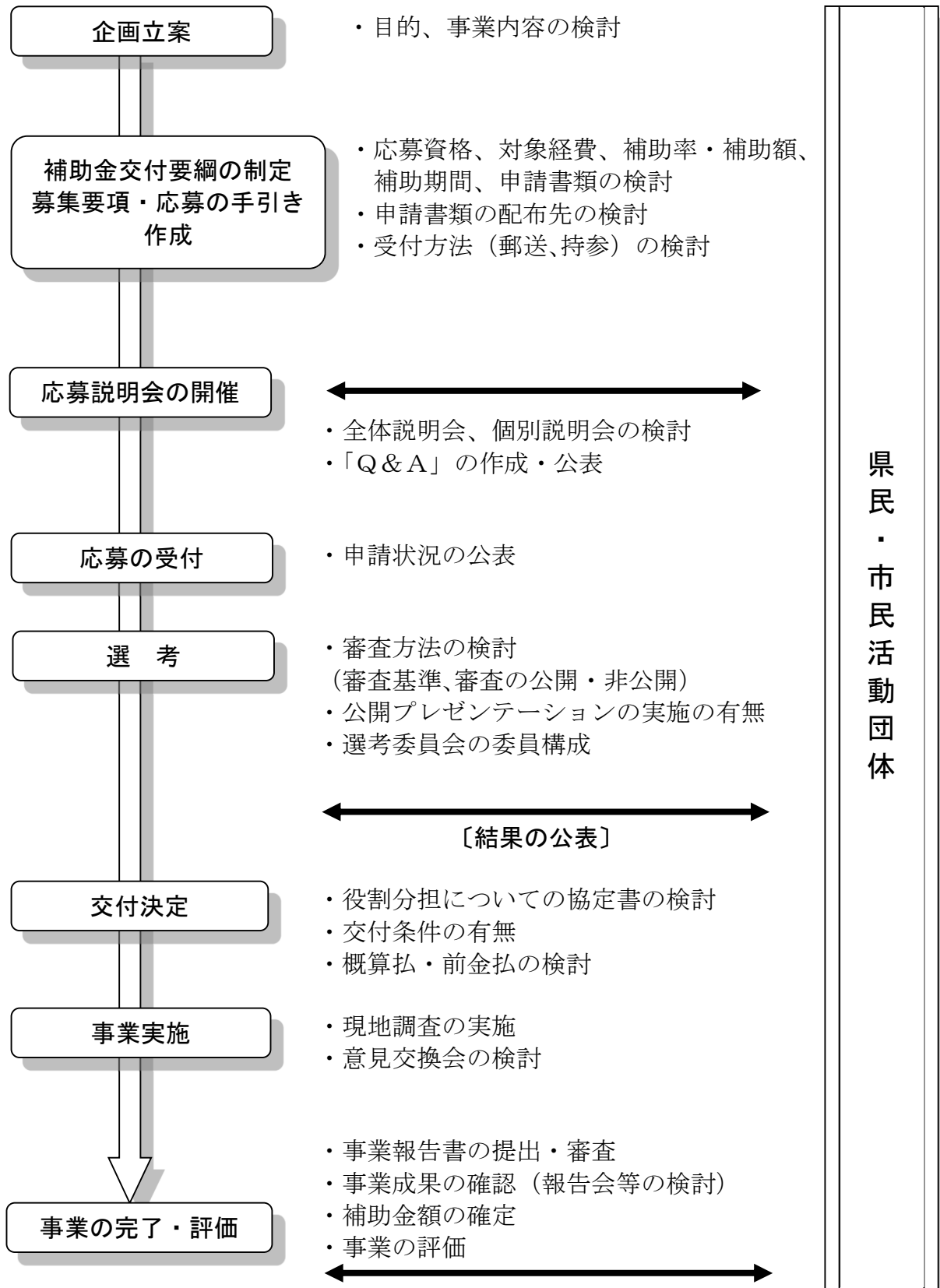
《実行委員会》

行政と市民活動団体、または、それ以外の主体が新しい一つの組織を立ち上げ、主催者となって事業を行う形態



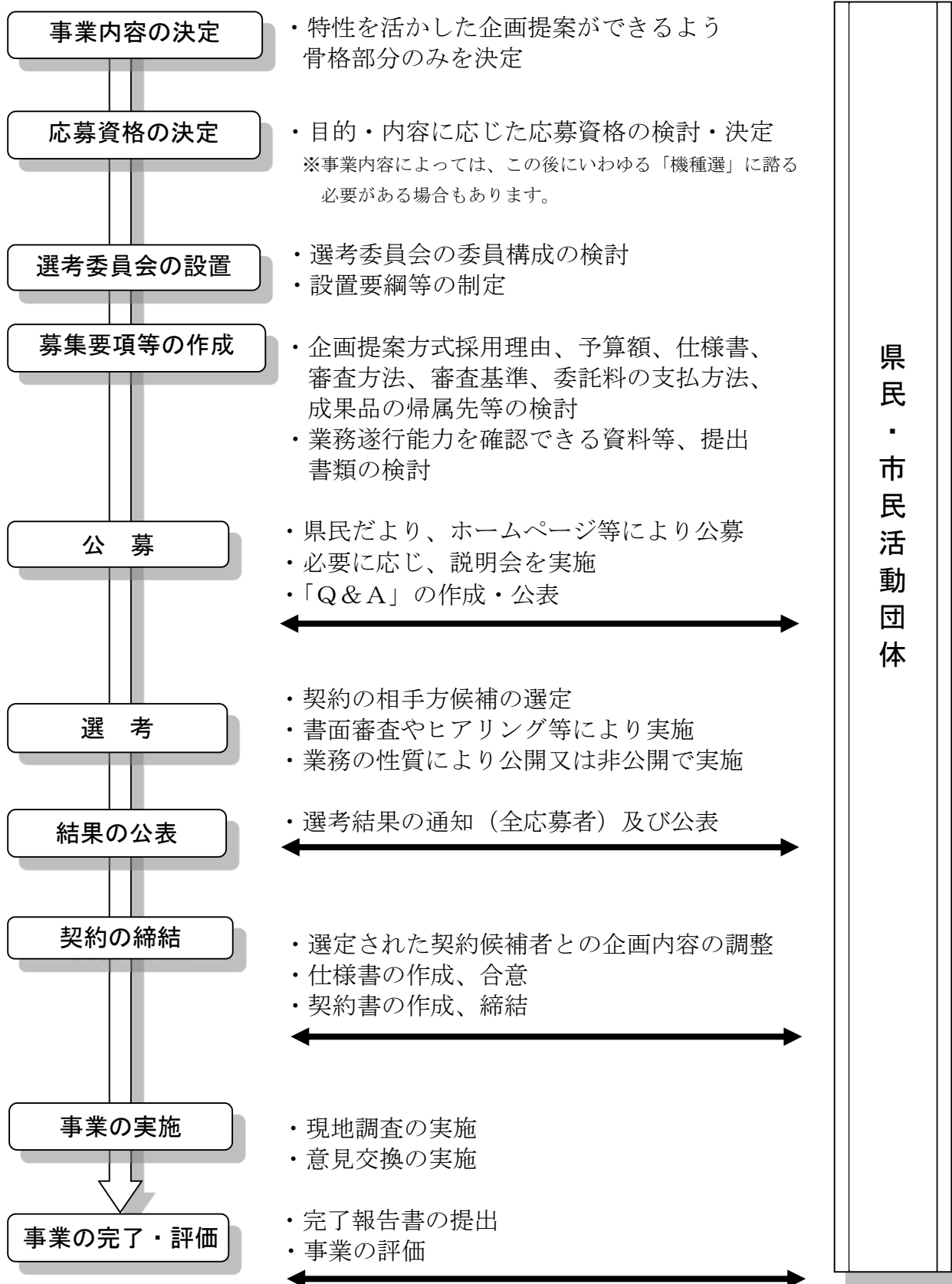
《補助(公募型)》

市民活動団体が行う事業について、行政が公益上必要があると認めた場合に、行政がその資金の一部を出す形態



《委託(企画提案方式)》

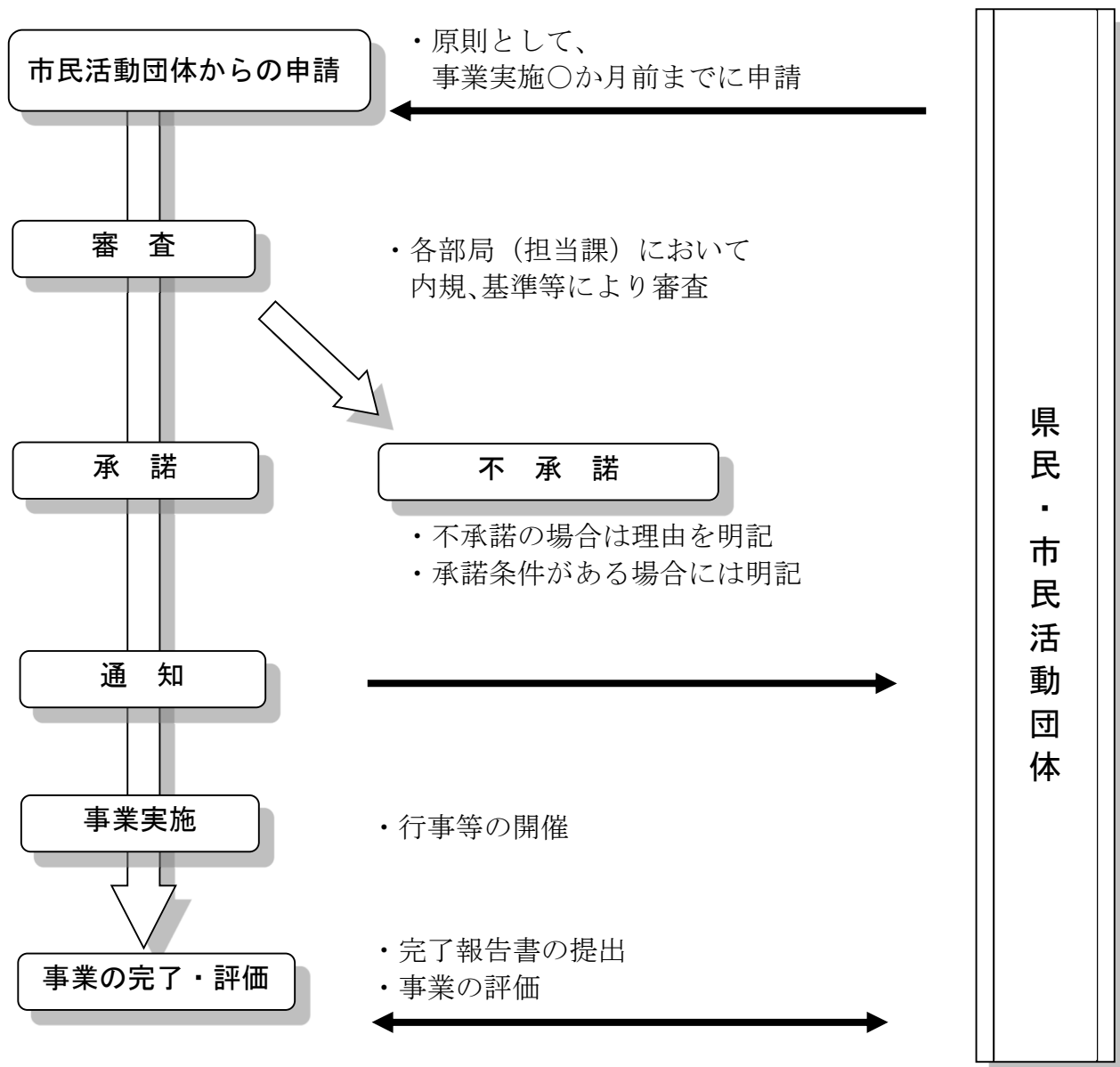
行政が担当すべき分野の事業（公共サービス）の一部を行政にはない優れた特性を持つ第三者に契約をもって委ねる形態



《後援》

市民活動団体等が行う行事等で、行政が、その趣旨に賛同する場合、「千葉県」などの後援名義の使用を認めて、行事を支援する形態

※後援に係る「県民活動の推進を目的とする行事等の後援に関する要領」の様式は P.56 ページを参照



【後援・参考】

県民活動の推進を目的とする行事等の後援に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県民活動の推進を図ることを目的とする行事等に対して、県が行う後援に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県民活動 組織としての市民活動団体の活動や個人としてのボランティア活動など、県民自らが自発的に地域の様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動をいう。
- (2) 行事等 講演会、公演、展覧会、講習会、研究会、競技会その他の集会又は催しをいう。
- (3) 後援 県が、行事等の趣旨に賛同する意思を表明し、後援者として県の名義の使用を認めることをいう。

(申請者の範囲)

第3条 次の各号に掲げる団体（任意団体にあつては、その代表者）は、後援の承認を申請することができる。

- (1) 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人
- (2) 社会貢献活動を主たる活動内容とする任意団体
- (3) 一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、学校法人等の営利を目的としない法人
- (4) 国又は地方公共団体
- (5) その他知事が適当と認める法人

(承認の基準)

第4条 知事は、次の各号のいずれにも該当する行事等について、後援を承認することができる。

- (1) 県民活動の推進を目的とする行事等であること。
- (2) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること。
- (3) 広域的に行われるものであること。ただし、市町村が行う行事等にあつては、この限りではない。
- (4) 行事等を実施することについて、官公署の許可、届出その他の手続を要するものであるときは、当該手続を終了していること又は終了する見込みがあること。
- (5) 行事等を実施する団体の運営の体制その他の状況から判断して、当該行事等が適正に行われると確実に見込まれるものであること。
- (6) 営利、宗教又は政治を目的とするものでないこと。
- (7) 暴力団及びその構成員との関わりを持つものと認められないこと。

(承認の申請等)

第5条 後援の承認を受けようとする団体（任意団体にあつては、その代表者）は、後援承認申請書（別記第1号様式）を作成し、原則として行事等を実施する日（2日間以上実施する場合は、その初日）の2か月前までに、知事に提出しなければならない。

- 2 後援の承認を受けようとする団体（任意団体にあつては、その代表者）は、後援承認申請書に実施計画書及び予算書を添付しなければならない。
- 3 知事は、申請に係る行事等が次条各号に掲げる承認の基準に該当するか否かを判断するため、前項の規定により提出された実施計画書及び予算書の修正又は新たな資料の提出を求めることができる。

- 4 知事は、前各項の規定により後援承認申請書等の提出を受けたときは、速やかに承認するか否かを決定し、承認の場合は後援承認通知書（別紙第2号様式）により、不承認の場合は後援不承認通知書（別紙第3号様式）により通知するものとする。
- 5 知事は、後援不承認通知書に理由を付記しなければならない。

（条件）

- 第6条 知事は、後援の承認に、必要な条件を付することができる。
- 2 知事は、後援の承認に条件を付す場合は、後援承認通知書に明記しなければならない。

（取消し）

- 第7条 県は、後援を承認した行事等が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。
- (1) 当該行事等が第4条各号のいずれかに該当しないとき。
 - (2) 第6条第1項の条件に違反があったとき。
 - (3) 第三者に損害を与えたとき又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 県の信用を失墜させたとき又はそのおそれがあるとき。
- 2 知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、当該承認を受けた団体に対し、後援承認取消通知書（別紙第4号様式）に理由を付記して通知しなければならない。

（実施報告）

- 第8条 後援の承認を受けた団体（任意団体にあつては、その代表者）は、行事等の終了後速やかに、行事等実施報告書（別紙第5号様式）に行事等に係る実施結果報告書及び収支報告書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 附 則
この要領は、平成16年2月2日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成25年5月16日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和4年3月17日から施行する。

.....
第1号様式（第5条第1項）

後 援 承 認 申 請 書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 （知事名） 様

所在地
団体名
代表者

当団体が開催する下記の行事等について、県の後援をお願いしたく申請します。

記

- 1 行事等の名称
- 2 開催の日時又は期間
- 3 開催の場所
- 4 行事等の目的又は趣旨
（できる限り具体的かつ分かりやすく記載すること。）
- 5 行事等の内容
（行事等の概要を記載すること。）
詳細は、別添実施計画書及び予算書のとおり。
- 6 後援や協賛等を行う者（予定又は見込みである場合は、その旨を記載。）
- 7 参加対象者及び参加予定人員

(※実施計画書及び予算書を別途添付すること。)

第2号様式(第5条第4項)

後援承認通知書

●●第 号
○○年○○月○○日

様

千葉県知事 (知事名)

令和○年○月○日付けで申請のあった下記の行事等について、本県が後援することを承認します。

記

- 1 行事等の名称
- 2 開催日時又は期間
- 3 開催場所
- (4 条件)

(以下の留意事項を必要に応じて選択して付記する。)

- *官公署の許可、届出等が必要であり、まだ得られていない場合は、得られ次第その旨を報告してください。
- *本県以外の後援又は協賛が得られる見込みである場合は、後援又は協賛が得た後速やかに本県に報告してください。
- *安全の確保に十分に注意するとともに、保険に加入するなど危険の分散に配慮してください。万が一第三者に損害を与えた場合は、主催者が責任をもってこれに対処してください。
- *県の信用を失墜させることのないよう、御留意をお願いします。万が一、そのおそれが生じた場合には発生回避に、又は現に失墜させた場合には信頼の回復に、誠意をもって努めてください。
- *申請時の行事計画に変更があった場合は、直ちに届け出てください。
- *本要領に反する行為又は不適當な行為があった場合には、後援名義の使用の承認を取り消すことがありますので、御留意ください。
- *当該行事等の終了後速やかに、行事等実施報告書を提出してください。

.....
第3号様式(第5条第4項)

後援不承認通知書

●●第 号
○○年○○月○○日

様

千葉県知事 (知事名)

令和○年○月○日付けで申請のあった下記の行事等について、本県が後援することを下記理由により不承認とします。

記

- 1 行事等の名称
- 2 開催日時又は期間
- 3 開催場所
- 4 不承認の理由

第4号様式（第7条第2項）

後援承認取消通知書

●●第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

様

千葉県知事（知事名）

令和〇年〇月〇日付け●●第 号で後援を承認した下記行事等について、下記理由により承認を取り消したことを通知します。

記

- 1 行事等の名称
- 2 開催日時又は期間
- 3 開催場所
- 4 取消理由

.....

第5号様式（第8条）

行事等実施報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事（知事名）様

所在地
団体名
代表者

令和〇年〇月〇日付け●●第 号で後援の承認を受けた下記行事等について、その結果を以下のとおり報告します。

記

- 1 行事等の名称
- 2 開催日時又は期間
- 3 開催場所
- 4 参加人員
- 5 行事等の実施結果

別添実施結果報告書及び収支報告書のとおり。
（※実施結果報告書及び収支報告書を別途添付すること。）

用語集

※NPOや市民活動に係る用語について解説しています。なお、多角的な意味で用いられている用語もあるため、あくまで参考として利用してください。

(五十音順)

寄付月間

NPO、大学、企業、行政、国際機関など、寄附に係る主な関係者が幅広く集い、多くの人々が寄附について改めて考え、行動するきっかけとなることを目指し、平成27年から12月の1か月間を「寄付月間～Giving December～」と定めて全国的に寄附の啓発キャンペーンが行われている。

(出典：内閣府ホームページ「寄附について」<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu>)

休眠預金等活用制度

「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等の取引がない預金等をいいます。「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づき、平成21年1月1日から10年間取引のなかった「休眠預金等」が、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的として、社会課題の解決や民間公益活動を促進するために活用されることとなった。

協働（パートナーシップ）

対等な二者以上の主体の間での協力的な「関係のあり方」を指す。それぞれの特性や強みを活かし、連携して課題の解決に取り組むことで、相乗効果や新しい活動の創出が期待できる。

協働事業提案制度

市民団体や企業などが持つ専門性や先駆性などを活かした事業提案に基づき、行政と協働で事業を実施することで、サービスの向上や地域の課題を解決しようとする制度。提案方法や事業の進め方など、自治体によって様々な形態がある。

クラウドファンディング

インターネットを利用して自らの事業計画（プロジェクト）を公開し、必要な資金を不特定多数の人から集める資金調達の方法。

一般的に、クラウドファンディングの種類には、リターンのない「寄附型」や、金銭以外の物品や権利をリターンとして提供する「購入型」、金銭をリターンとする「金融型」等があり、「金融型」は、利息をリターンとする「融資型」、株式をリターンとする「株式型」、事業の収益に応じた分配金をリターンとする「投資型」などに分類される。

県民活動

ボランティア活動や市民活動団体の活動など、県民が自発的に地域に存在する様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動。例えば、福祉や環境、地域の魅力発信や活性化、支え合いのまちづくりなど、地域の社会経済における活力の維持・向上に向けた様々な取組がある。そうした取組を通じて、地域住民、市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校、企業などの様々な主体が地域づくりに参画している。

注) より一般的な用語として「市民活動」があり、「県民活動」は都道府県域を意識した用語である。

災害ボランティアセンター

災害発生時において、被災者支援、復興支援などの災害対応に従事するボランティア活動を円滑に進めるための拠点であり、被災した地域の社会福祉協議会や関係団体、行政が協力して担う。

市民活動

営利を目的とせず、社会的な課題の解決や、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的、自主的に行う活動。

注) 都道府県域を意識した用語として「県民活動」がある。

市民活動支援センター

NPOや市民活動団体などの活動を支援するために、主に市町村が設置している施設。マッチングやノウハウ支援を行うコーディネーターが配置され、打ち合わせスペースの提供や印刷機の利用による活動支援のほか、各団体が行う活動報告やイベントなどの情報発信などが行われている。

市民活動団体

県民活動を行う団体のことで、法人格の有無は問わない。地域課題の解決に向け、様々な分野で活動する団体がある。「Non Profit Organization (非営利組織)」の略語であるNPOという名称でも広く知られている。

社会福祉協議会

社会福祉法第109～111条に基づき全国の都道府県、市町村(政令指定都市を含む。)に設置される民間組織で、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

地縁団体

自治会、町内会など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成された団体。

中間支援組織

地域社会や市民活動の変化、ニーズを把握し、市民活動団体と、人材、資金、情報などの資源を提供する者を仲立ちする役割を担う組織、団体。市町村の設置する市民活動支援センターや、社会福祉協議会の設置するボランティアセンター、さらには市民活動団体などが担うことが多い。

特定非営利活動促進法

1998年3月19日に成立、同年12月1日から施行され、営利を目的とせず、なんらかの社会的目的のために活動している民間の団体（NPO）が簡易に法人格を取れるようにすることを目的とする法律。（通称NPO法）

特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法に基づき、各都道府県又は政令市により認証され、法務局への法人登記を済ませた法人で、正式には「特定非営利活動法人」という。保健、福祉、まちづくり、環境保全、国際協力等20分野のいずれかの活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（特定非営利活動）を行うことを主たる目的とし、10人以上の構成員がいること、政治活動や宗教活動を目的としないことなどの条件を満たす必要がある。

法人化することにより、従来、任意団体でやむを得ず個人の名義で行っていた事務所の賃借などの契約や銀行口座の開設、財産の所有も法人の名義で行えるようになり、組織として継続した活動がしやすくなる。その反面、法人住民税の賦課や、法人のルールに則った団体の運営が求められ、情報公開の義務が生じる。なお、NPO法人は、法人格を取得したからといって、行政からお墨付きをもらったということにはならない。

認定特定非営利活動法人

特定非営利活動法人の中で、一定の要件を満たし、所轄庁（都道府県知事、事務所を一の政令指定都市にのみ置く場合は政令指定都市の長）の認定を受けたものを認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）と呼ぶ。認定を受けることで、その団体に寄附金を出した法人や個人が、税制上の優遇措置を得られるため、認定NPO法人は寄附を集めやすくなる。認定を受けるためには、適切な情報公開や事業・組織運営の適正性などの基本的要件の他に、広く一般からの支援を受けているなど、数多くの条件をクリアする必要がある。

ファンドレイジング（英：Fundraising）

NPOなどが活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為。

プロボノ

ラテン語の Pro Bono Publico（公共善のために）を語源とする言葉で、専門的スキルや知識を持つビジネスパーソンやクリエイターが、社会的・公共的な目的のために職業上のスキルを活かして取り組むボランティア活動を指します。弁護士や税理士が、平日夜や休日を利用して、市民活動団体の法律相談を受けたり、会計処理の指導を行ったりするケースがあるほか、活動分野は、ウェブ制作、マーケティング、デザイン制作、商品開発など様々であり、スキルアップの一環を兼ねた社会貢献活動として社員にプロボノを推奨する企業もあり、プロボノは「地域」と「働く世代」をつなぐ新たな形として、その活動の広がりが期待されている。

ボランティア

自発的に他人・社会に奉仕する人または活動。公共性、自発性、無償性、先駆性などの特徴がある。なお、交通費や食費などの実費や低額の謝礼を受け取る活動形態もあり、一般的に有償ボランティアと言われている。

ボランティア休暇

労働者が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う際、その活動に必要な期間について付与される休暇で、「社会貢献活動休暇」と呼ばれることもあります。

（出典：厚生労働省ホームページ「ボランティア休暇制度 導入事例集 2017」

https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category4/h29_volunteer_jirei.pdf)

ボランティアセンター

主に市町村ごとに社会福祉協議会などが設置する組織で、ボランティア活動に関する情報発信、ボランティアコーディネーターなどによる相談業務、研修が行われている。

まちづくり条例

市民との協働による総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本的事項や、開発事業に関する手続・基準などが定められた条例。

(アルファベット順)

CSR (英: Corporate Social Responsibility)

「企業の社会的責任」と訳され、経済産業省によると、「企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方」と定義されている。その取組は、「社会の一員としての義務」、「社会貢献」、「企業戦略」に類型化でき、地域課題の解決への参加や協働の前提となる相互理解を促進していく上でも、重要な視点と考えられる。

NPO (英: Non-Profit Organization)

「市民活動団体」及び「特定非営利活動法人」を参照

SDGs

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。なお、ゴールの17に「パートナーシップで目標を達成しよう」とあり、ターゲットとして、17.17に「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」とされている。

(出典:外務省HP「SDGsとは」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>)

●千葉県協働推進マニュアル改訂履歴

改訂時期	更新した主な内容
改訂版 (平成17年7月)	<p>1. 「ちばパートナーシップ市場」事業の見直しに伴う修正</p> <p>①提案書類提出後の県とNPOとの「個別意見交換」の実施と提案内容の修正期間の設定</p> <p>②提案事業への助言等を行う協働促進委員会の設置</p> <p>③当該年度コースの新設など</p> <p>2. 「指定管理者制度」の導入に伴う“公の施設の管理運営”部分の記載追加</p> <p>3. NPO活動推進の組織体制の変更に伴う記載修正や参考資料の差換え</p> <p>NPO活動推進委員会設置要綱、小委員会設置要領、NPO活動推進会議設置要領、市町村におけるNPO・ボランティア関係担当課一覧 など</p>
改訂第2版 (平成18年7月)	<p>1. 事務事業の見直しに伴う修正</p> <p>①「ちばパートナーシップ市場」事業の見直しに伴う修正</p> <p>ア. 当該年度コースの終了</p> <p>イ. 事業協力において協定書締結の対処により負担金交付要綱の廃止</p> <p>②県・市町村・NPO がともに築く地域社会の終了、地域活性化プラットフォーム事業の開始</p> <p>2. NPO活動推進の組織体制の変更に伴う修正や参考資料の差換え</p> <p>①推進委員会の構成委員（2名新任）の修正、各小委員会の廃止、専門委員会（3新設）及び研究会（2新設）の新設に伴う記載事項の修正、各設置要領は不掲載</p> <p>②市町村の担当課や支援センターに関する情報、県内NPO及び地方自治体に対するアンケート結果、及び協働事業提案募集応募の手引きなどの不掲載 など</p>

改訂時期	更新した主な内容
改訂第3版 (平成19年12月)	<p>1. NPO活動推進の組織体制の変更に伴う修正 平成19年度の推進体制について「千葉県NPO活動推進委員会」において協議した結果、3つの専門委員会及び1研究会を設置することとなった。</p> <p>2. 「ちばパートナーシップ市場」事業の見直しに伴う修正 平成18年度に「パートナーシップ事業専門委員会」において制度の見直しを検討し、「千葉県NPO活動推進委員会」において協議した結果、制度の簡素化を図るとともに、県とNPOとの協議を重視することから、県とNPOとの意見交換会への参加を事業提案の要件とした。</p> <p>①審査回数を3回から2回に変更 ②第1次審査と第2次審査の間でNPOと県関係課との協議を行う ③協働事業提案にNPOが応募する場合は、前年度の意見交換会への参加が要件となるなど</p> <p>3. 「評価ガイドライン」及び「自己評価チェックシート」の見直しに伴う修正 平成17年度に設置した「パートナーシップ事業第三者評価委員会」の提言を受け、平成18年度中に「パートナーシップ事業専門委員会」において評価方法等について検討した結果、新たな「評価ガイドライン」及び「自己評価チェックシート」を決定した。</p> <p>4. 巻末の参考に資料を追加 「千葉県パートナーシップマニュアルの改訂履歴」</p>
改訂第4版 (平成22年6月)	<p>1. 千葉県NPO活動推進計画（平成21～23年度）の策定等に伴う変更 千葉県NPO活動推進計画（平成21～23年度）の策定及びNPO活動推進の組織体制の変更に伴う記載修正や参考資料の差換え</p> <p>2. 「ちばパートナーシップ市場」事業の終了に伴う修正 パートナーシップ型行政の推進体制の事業等の記載内容を修正し、「ちばパートナーシップ市場」は参考資料に掲載</p> <p>3. 「評価ガイドライン」及び「自己評価チェックシート」の見直しに伴う修正 「協働事業評価委員会」において評価方法等について検討した結果、新たな「評価ガイドライン」及び「自己評価チェックシート」を決定</p>

改訂時期	更新した主な内容
<p>改訂第5版 (平成27年3月)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「千葉県県民活動推進計画（平成27年度～29年度）」の策定に伴う変更 2 マニュアル全体の構成の組み直し ポイントを絞った内容にまとめることで、行政職員が協働を実践する際の実務手引書としてより使いやすくなるように改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・県職員や市町村職員が市民活動団体との協働を検討・実施する際に、参考としてもらう手引書として位置付ける ・市民活動団体にも行政との協働をうまく進めるための参考にしてもらえる視点を入れる。 ・記載する内容は、「協働」を進める上でのポイントとして重要な部分に絞り、なるべく簡潔にまとめる。
<p>改訂第6版 (平成31年3月)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「千葉県県民活動推進計画（平成30度～32年度）」の策定に伴う変更 2 事例紹介の更新 3 Q & Aの更新 4 市民活動に係る用語集の追加 5 その他、分かりづらい表現や記載の修正及び追記
<p>改訂第7版 (令和6年4月)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 マニュアル名称の変更 変更前：千葉県パートナーシップマニュアル 変更後：千葉県協働推進マニュアル 2 「千葉県県民活動推進計画（令和5度～7年度）」の策定に伴う変更 3 事例紹介の更新 4 Q & Aの更新 5 市民活動に係る用語集の整理

千葉県協働推進マニュアル

～ともに未来を切り開く地域社会に向けて～

平成16年2月（初版発行）
令和6年4月（改訂第7版発行）

【発行】

千葉県環境生活部県民生活課

千葉市中央区市場町1-1

電話：043-223-4133・4147

メール：npo-vo@mz.pref.chiba.lg.jp

